

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項</u>の規定に基づき、春日部市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与、旅費、<u>勤務時間等及び職務に専念する義務の免除</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満了し、退職し、失職（<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u>第9条第1項各号（同法第4条<u>第3項</u>第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、<u>罷免</u>され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項</u>の規定に基づき、春日部市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与、旅費、<u>勤務時間等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に任期が満了し、退職し、失職（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第2項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、<u>罷免（地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）</u>され、又は死亡した者（これらの基準</u></p>

第5条の2

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

第5条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、市長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 市長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（職務に専念する義務の免除）

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

（委任）

第9条（略）

日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

第5条の2

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、地方公務員法第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第2項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

第5条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（委任）

第8条（略）

(春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、 <u>副市長</u> 、 <u>教育長</u> 、水道事業管理者及び病院事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、 <u>副市長</u> 、水道事業管理者及び病院事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																											
別表第1（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th colspan="3">報酬</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育委員会委員</td><td>教育長職務代理者</td><td>月額</td><td>73,000円</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	職名	報酬			教育委員会委員	教育長職務代理者	月額	73,000円		(略)	(略)	(略)	別表第1（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th colspan="3">報酬</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">教育委員会委員</td><td>委員長</td><td>月額</td><td>73,000円</td></tr><tr><td>委員長職務代理者</td><td>月額</td><td>65,000円</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	職名	報酬			教育委員会委員	委員長	月額	73,000円	委員長職務代理者	月額	65,000円		(略)	(略)	(略)
職名	報酬																											
教育委員会委員	教育長職務代理者	月額	73,000円																									
	(略)	(略)	(略)																									
職名	報酬																											
教育委員会委員	委員長	月額	73,000円																									
	委員長職務代理者	月額	65,000円																									
	(略)	(略)	(略)																									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までににおける第1条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定による給与については、なお従前の例による。